

第20回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月27日 10時00分開会 ～ 10時55分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員15名）

1番	職務代理者	中岡 隆之	出席	
2番		中島 和彦	出席	
3番		大岩 則子	出席	
4番		姉崎 敏一	出席	
5番		橋本 佳文	出席	
6番		田中 浩巳	出席	
7番		沖 英広	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		松谷 一由	出席	議事録署名員
10番		小寺 和雄	出席	議事録署名員
11番		西野 和文	出席	
12番		三上 一	出席	
13番		西口 雅樹	出席	
14番		小山内 洋美	出席	
15番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 現地目証明願の会長専決処分について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について
- 議案第 5 号 令和 5 年度農業政策と予算に関する要望について
- 意見案第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する市町村基本構想の見直しについて

5. 参与した職員

農業委員会事務局 事務局長 西中 紀和
次長 山下 主税
主査 横式 信幸
関 将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 20 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
新型コロナウイルス感染症でのまん延防止等重点措置が北海道で本日から来月 20 日まで適用されているところです。
本日の総会につきましても、これまで同様に対策を行いながら進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
昨年末、数も減っていた新型コロナウイルス感染者ですが、成人式前後から急激に増え始め、現在では予断を許さない状況です。
一方、牛乳や米の価格、水田活用交付金など、農業界ではいろいろな問題を抱えているところでございます。
皆様のご努力と知恵を拝借して、この委員会業務をスムーズに進むよう、今年 1 年間ご協力願いたいと思います。
よろしく願いいたします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
9 番松谷委員、10 番小寺委員を指名します。よろしく願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が2件、議案が5件、意見案が1件となります。
報告第1号は、令和3年12月27日から令和4年1月26日までの委員会業務の報告となります。
報告第2号は、現地目証明願の会長専決処分が3件。
議案第1号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請で、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■での■■■■が4件。
議案第2号は、農地法第18条第6項の規定による通知で、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■での賃貸借の合意解約が16件。
議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定案件が28件となります。
議案第4号は、北海道農業公社による買入協議要請について5件であります。
議案第5号は、令和5年度農業政策と予算に関する要望についてで、要望2項目であります。
意見案第1号は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて、恵庭市から意見提出を求められております。
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3、報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和3年12月27日から令和4年1月26日までの業務報告となります。
12月27日 第19回恵庭市農業委員会総会
1月4日 令和4年仕事始めの会
1月6日 令和4年新年交礼会
1月11日 市議会第1回臨時会
1月14日 農地法第3条聞き取り調査
1月26日 農用地利用調整会議
以上、業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程4、報告第2号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので、報告します。
番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、現況、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、区分、市街化区域、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和3年12月17日に現地調査を行っております。
番号2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、現況、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、区分、市街化区域、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和3年12月27日に現地調査を行っております。
番号3番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、現況、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、区分、市街化区域、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、令和4年1月11日に現地調査を行っております。

す。

以上、3件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会 長： 日程5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]、耕作・面積、[REDACTED]、家畜、[REDACTED]、理由、[REDACTED]。権利区分、[REDACTED]、価格、10a当たり[REDACTED]円、総額[REDACTED]円。場所につきましては地図番号1番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となっております。

番号2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作・面積、[REDACTED]ha、家畜、[REDACTED]、理由、[REDACTED]。権利区分、[REDACTED]、価格、[REDACTED]、期間は[REDACTED]となっております。場所につきましては地図番号2番、[REDACTED]の斜線の土地となっております。

番号3番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作・面積、[REDACTED]、家畜、[REDACTED]、理由、[REDACTED]。権利区分、[REDACTED]、価格、[REDACTED]、期間は[REDACTED]

事務局：

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号3番から14番は貸主、[REDACTED]、借主、[REDACTED]さん、合意解約成立日は[REDACTED]となります。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号3番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号4番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号5番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号6番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号7番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号8番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号9番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号10番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありました。

番号 11 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田と畑、面積、
[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED]
[REDACTED] まででありました。

番号 12 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED]
[REDACTED] まででありました。

番号 13 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED]
[REDACTED] まででありました。

番号 14 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED] m²、契約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED]
[REDACTED] まででありました。

番号 15 番、16 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] を仲
介し、[REDACTED] の [REDACTED] が借りていたものでございます。契
約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED] までであり
ましたが、[REDACTED] に合意解約が成立しております。解約理由
につきましては、[REDACTED] のためであります。

以上、16 件の解約につきまして、ご審議賜りますようお願い申
し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 7、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説
明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、市より決定の求められた
農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。

番号1番から18番及び20番から23番が■■■■、19番が■■■■となります。

番号1番、2番、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号5番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号3番、4番、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、借主、■■■■の■■■■、■■■■の土地で場所につきましては地図番号6番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号5番、6番、貸主、■■■■の■■■■、■■■■を仲介し、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号7番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号7番から18番までは貸主、■■■■、借主、■■■■の■■■■さんとなります。

番号7番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号8番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号8番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号9番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号9番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号10番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号10番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号11番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号11番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号12番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号12番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号13番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号13番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号14番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号14番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号15番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号15番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号16番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号16番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号17番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号17番、■■■■の土地で場所につきましては地図番号18番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 18 番、[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 19 番、
[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 19 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、借主、[REDACTED] の [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 20 番、
[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 20 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 21 番、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 21 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 22 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 22 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、
[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 23 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 23 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED]、借主、[REDACTED] の [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 24 番、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 24 番からは売買となりますが、所有権の移転を受ける者は全て [REDACTED]
[REDACTED] となりますので省略いたします。

番号 24 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] の
土地で場所につきましては地図番号 25 番、[REDACTED]、[REDACTED] の
斜線の土地となります。

番号 25 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 26 番、[REDACTED]、
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 26 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED]
[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 27 番、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 27 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] の
土地で場所につきましては地図番号 28 番、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] に囲まれた斜線の土地となります。

番号 28 番、所有権の移転をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED]
[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 29 番、[REDACTED]、[REDACTED]
の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。
本案件 24 番以降について、農用地利用調整会議を開催しております。
まず、24 番、26 番について中岡代行より報告願います。

中岡代行： 24 番について、12 月 7 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、
農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調
整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買
事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■
■■■■ 円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。
また、26 番について、12 月 8 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室にお
いて、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席に
より調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍
の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総
額 ■■■■ 円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、25 番、28 番について私より報告いたします。
25 番について、12 月 8 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、
農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調
整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買
事例などを参考に調整し 10 a 当たりそれぞれ ■■■■ 円、■■■■ 円、■■■■ 円
の価格を提示、総額 ■■■■ 円で双方の同意をいただき、売買が成
立いたしました。
また、28 番について、12 月 15 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室に
おいて、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席
により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近
傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たりそれぞれ ■■■■ 円、■■■■ 円、
■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■ 円で双方の同意をいただき、売
買が成立いたしました。
以上、ご報告とさせていただきます。
最後に、27 番について小寺委員より報告願います。

小寺委員： 12 月 10 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協
理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催い
たしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考
に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■ 円で双方の同

意をいただき、売買が成立いたしました。
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 8、議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき所有権移転に係る斡旋の申出があった下記農用地について同法第 16 条第 1 項に基づき要請することについて、決定を求めます。

番号 1 番、申出年月日、令和 3 月 12 月 14 日、申出者、■■■■の■■■■さん、農用地の所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に田、面積、■■■■m²。場所につきましては地図番号 30 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 2 番、申出年月日、令和 3 月 12 月 14 日、申出者、■■■■の■■■■さん、農用地の所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、■■■■m²。場所につきましては地図番号 31 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 3 番、申出年月日、令和 3 月 12 月 14 日、申出者、■■■■の■■■■さん、農用地の所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に田、面積、■■■■m²。場所につきましては地図番号 32 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 4 番、申出年月日、令和 3 月 12 月 20 日、申出者、■■■■の■■■■さん、農用地の所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に田、面積、■■■■m²。場所につきましては地図番号 33 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 5 番、申出年月日、令和 3 月 12 月 20 日、申出者、 の さん、農用地の所在、地番、 、地目、公簿、現況共に田、面積、 m²。場所につきましては地図番号 34 番、 、 の斜線の土地となります。

以上、5 件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 5 号 令和 5 年度農業政策と予算に関する要望について

会 長： 日程 9、議案第 5 号「令和 5 年度農業政策と予算に関する要望について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「令和 5 年度農業政策と予算に関する要望について」このことについて、石狩地方農業委員会連合会を通じ、北海道選出国會議員へ要望してよろしいか決定を求めます。

今回の要望は締め切り期限が短いこともあり、事務局において作成したものを提案させていただきます。要望事項は記載の 2 件となります。

1 件目は新型コロナウイルス感染症の影響緩和についてでございます。内容につきましては、経営継続支援と、生産資材の安定供給となっております。理由につきましては、原油価格の高騰による燃料、生産資材の高騰に対する対策を構築することといった内容となっております。

2 件目は農業経営に関する支援でございます。内容につきましては、経営所得安定対策でございます。理由につきましては、経営所得安定対策等に関する予算の確保、農業機械等導入に必要な対策を講じることといった内容となっております。

要望事項は、本年 4 月に開催される石狩地方農業委員会連合会総会へ提出するとともに、5 月 30 日東京で開催予定の北海道選出国會議員要請集会にて要請を行う予定となっております。

以上、要望事項として提案致しますので、ご審議賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

意見案第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて

会 長： 日程 10、意見案第 1 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第 1 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」

このことについて、北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針の変更に伴い、市町村基本構想の見直しが必要となったことから、恵庭市長より変更に関して意見を求められたので意見を問う。

内容につきまして、農政課からの説明となります。

事務局次長： 農政課の立場で説明させていただきます。

この基本構想は、農業を魅力とやりがいのある職業として選択されるものとするため、10 年後の農業経営の発展目標を設定し、効率的で安定的な農業経営に向けた指針となるものであり、農業経営基盤強化促進法に基づき、北海道策定の農業経営基盤強化促進基本方針に即して策定しているものであります。

令和 3 年 3 月に、北海道の基本方針の目標年度や目標値等が見直されたことから、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 3 項に基づき基本構想の見直しを行うものであります。

この基本構想の期間につきましては、北海道の基本方針と同様、令和 12 年度までとし、基本方針の見直しに合わせ 5 年ごとに見直しすることになっています。

主な見直しの内容についてですが、大きく 6 点あり、農業所得につきましては、平成 28 年の目標数値 480 万円から 500 万円に引き上げられ、労働時間は年間 1,800 時間から 2,000 時間であったものが 1,700 時間から

2,000 時間に見直しされております。こちらは他産業と遜色のない労働時間を達成しつつ、他産業の従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できるよう、国が示した算定基準に基づき北海道より示されたものです。

また、労働力不足への対応の項目を新設し、本市においては学生も含めた若者や女性、他産業のOB人材や外国人など、多様な人材の確保に向けた取り組みの推進、スマート農業などICTの技術による省力化も積極的に推進することを新規に追加しております。

営農類型別の農業経営の指標につきまして、所得や労働時間の目標を達成可能とする農業経営の基本指標について、市内農家の優良事例や北海道農政部からの出版物を基に営農類型ごとに見直しを行っております。

令和元年度の農業経営基盤促進法の改正により、農地利用集積の円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことから、北海道の基本方針では農地利用集積円滑化事業の基本的な事項の項目が削除されていますが、本市においては、農業経営基盤強化促進法の施行規則における農地利用円滑化団体としての認可のもと、道央農業振興公社が農地利用円滑化の事業を実施しており、農地利用規定の特例事業として本基本構想に記載することとしております。

その他、石狩振興局から示された記載例に基づき、農業生産法人を農地所有適格法人へ変更といった文言の修正を行っております。

以上、基本構想の改定の主な概要となっており、本委員会とJAの承認をいただいた後に、2月に北海道へ協議文を提出し、知事の同意を得た後、3月中に公告を行うスケジュールとなっております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、農政課より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第20回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 9 番 委員

議事録署名委員 10 番 委員
